

1. 本細則は、[投稿規程](#)、[論文・報告募集要領](#)に則り、2019 年度に発刊される論文特集号（以下、2019 年度論文特集号）における論文・報告（査読付）の募集について定めるものである。
2. 投稿資格、審査の区分等、原稿の作成・提出、費用負担等は、[論文・報告募集要領](#)に従う。  
※ 2019 年度は、①報告の募集開始、②投稿資格の変更（筆頭以外の著者は非会員でも可）、③上限ページ数の緩和、④投稿料の無料化など、2018 年度までに比べて改定箇所が多数ある。また 2019 年度は掲載料を無料とする。合わせて、[原稿作成要領](#)も大幅に変更したので、両要領を必ず熟読すること。
3. 2019 年度論文特集号は、以下の期日において募集を行う。
  - 募集開始 2019 年 4 月 1 日（月）
  - 募集締め切り 2019 年 5 月 22 日（水）正午（日本時間）なお、原稿提出後の修正は、査読委員会が特に認めた場合を除き、認めない。
4. 2019 年度論文特集号において、個々の会員が筆頭著者になれるのは 1 報についてのみである（共著者になることはできる）。なお、同一グループで複数の論文・報告を投稿する際にも、必ず 1 報ずつ別々に送付すること。
5. 2019 年度論文特集号は、一般的に以下のスケジュールで審査等が進む。

7 月中旬	査読および一次審査終了、結果の開示
8 月中旬	上記に対する修正期間の終了（修正稿提出の〆切り）
9 月上旬	修正稿に対する二次審査終了、結果の開示
9 月中～下旬	採否の決定、および要修正等の判定
10 月上旬	採用が決定した論文・報告の完成版の提出
11 月中旬	論文特集号の発行
6. 2019 年度論文特集号に投稿したものの、9 月中～下旬ごろまでに採否が確定しない場合、当該年度の論文特集号への掲載に向けた審査は打ち切られる。その場合、著者が希望すれば、引き続き 1 号から 4 号への掲載に向けた審査を行う（継続審査という）ことが可能である。
7. 2019 年度論文特集号に掲載された論文・報告については、原則として主著者が（やむを得ない理由がある場合に限り共著者が）、今年 11 月 30 日から 12 月 1 日に開催される農村計画学会秋期大会（上田市・長野大学）の学術研究発表会にて口頭発表することが義務づけられる。
8. 以上について不明な点があれば、
  - 論文・報告の審査については、査読委員会（arp\_submission [at] ruralplanning.jp）に、
  - 秋期大会での口頭発表については、学術研究委員会（arpkenkyu2019 [at] ruralplanning.jp）に、それぞれ問い合わせること。

（以上）